

美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の手法、手順等についての
ガイドライン（案）

令和〇年〇月〇日
文化庁長官決定

● ガイドラインの目的

我が国の美術品市場における流通を促進するためには、美術品の価格評価に係る適切な情報を消費者に提供し、美術品の価格評価の信頼性を高めることが必要である。また、美術品の価格評価の適正を担保することは、美術品の価値を高め、又は安定させることで作家等の保護を図ることに繋がるものであり、消費者のみならず流通関係者等美術品市場に関わる者に裨益するものである。

このため、本ガイドラインは、透明性・客観性の高い方法で価格評価を行っている事業者を文化庁長官が認定することにより、美術品（近現代分野）の価格評価に係る適切な情報を消費者に提供する「美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価事業者認定制度」(※)において、認定を受ける価格評価事業者がとるべき価格評価の手法、手順等について整理を行うものである。

(※) 本制度は、価格評価に関する制度であり、国が個々の美術品について真贋鑑定を行うことや、真贋鑑定の適正性を担保するものではない。また、文化財保護法などの枠組みで既に行われている「歴史上、芸術上、学術上価値」を評価するための制度でもない。

● 近現代美術の鑑定評価における価格評価の手法と手順等

1. 価格評価の基本的事項

美術品の鑑定評価における評価額については、他国の例を見ると、その評価目的（相続や寄付、保険契約等における価格の算定等）に応じて異なる価格（適正市場価値、再取得価格、取得価格等）が採用されている。本ガイドラインにおける価格は、適正市場価値（Fair Market Value）とする。これは、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額、すなわち客観的な交換価値を示す価額をいうものとし、買い進みや売り急ぎがなかったものとした場合における価額をいう。その評価にあたっては、その価額に影響を及ぼすべきすべての事情が考慮される一方で、主観的な要因は排除される。

2. 価格評価の手法

(1) 取引事例比較法

取引事例比較法とは、多数の取引事例を収集の上、そのうち評価対象品と比較するのに適当と認める事例を選択し、当該事例に係る取引価格について、事情補正及び時点修正を行い、価格を求める方法である。具体的な内容については3.

(3) ②イにて記載。

(2) 精通者意見価格

精通者意見価格とは、精通者（専門家）の知見を用いて価格を求める方法である。本ガイドラインにおいては、「ガイドラインの目的」に鑑み、価格決定要因の明示や複数の精通者の関与による意思決定等、要件を新たに求めることとする。

具体的な内容については3. (3) ②ロにて記載。

(3) その他

現行の評価実務では(1)(2)以外の手法をとっている例は極めて少ないものの、今後、市場拡大に伴う美術品の資産としての在り方の変化により、新たな価格評価手法が一般化する可能性がある。その際にはそれら新たな手法の利用を排除することなく、本ガイドラインへの記載を検討することとする。

3. 価格評価の手順

美術品の価格評価にあたり、評価実務の基本的な手順は①評価対象となる美術品の確認、②評価関係資料の収集・分析、③評価者の決定、④評価価格の算定、⑤評価書の作成となる。なお、③評価者の決定については、①と同時に進行される場合もある。

評価書の作成の後に評価依頼者から異議申し立てがあった場合等においては、異議の根拠となる資料を含む周辺資料の再収集や検討、価格形成要因の分析を反復して行う等して適正な評価価格の算定に努める。

(1) 美術品の確認

美術品を実際に確認して、その存否及び内容を物的に照合する。確認にあたっては、実態と確認資料((2) ①参照)との異同、特に保存状態や修復履歴、作品来歴等について詳細に確認し、事績を明らかにしておくことに留意する。

(2) 評価関係資料の収集・整理

評価関係資料は、当該美術品の評価価格を客観的かつ合理的なものとするための重要な基礎となるものであり、その収集及び整理は、後の評価作業への活用に支障がないよう、計画的かつ合理的に行う。

また、収集、整理した評価関係資料の活用にあたっては、その資料が偏向的なものではなく、信頼できるものであるかどうかについて十分に検討及び分析する必要がある。

① 確認資料

確認資料は、美術品の物的確認に必要な資料であり、下記の情報について確認できるものを指す。

- ・作家名と生没年
- ・作品名と制作(印刷)年
(ブロンズ作品等の場合は鋳造年、版画作品の場合は印刷年、エディション等)
- ・モチーフ(題材)
- ・メディウム(媒材)とサイズ
- ・来歴、入手方法
- ・文献所在歴
- ・展覧会歴、受賞歴
- ・保存状態、修復履歴
- ・サイン・印章

- ・指定鑑定機関証明書、鑑題シール
- ・共箱、共シール・共板 等

② 事例資料

事例資料は、評価方法の適用に必要とされる現実の取引価格に関する資料であり、具体的には取引事例比較法の適用に必要な取引事例等を指す。

③ 要因資料

要因資料は、価格形成要因の根拠となる資料で、取引事例比較法における価格調整要因の根拠資料や、精通者意見価格における価格評価の根拠等を指す。

(3) 評価者の決定、評価価格の算定等

① 評価者の決定

評価者は、評価対象となる美術品の所有者及び評価依頼者、作家と一定の利害関係にないことが求められる。評価過程において客観性を損なうような他の者からの不当な圧力に屈せず、その独立性に疑義を持たれるような態度をとることのないようにしなければならない。

② 評価方法の適用

イ 取引事例比較法

事例資料が収集可能な美術品については、基本的に取引事例比較法を適用する。

その際、可能な限り複数の事例を収集して当該美術品との類似性を検討し、評価根拠として採用すべき事例を少なくとも3点以上収集し、その選定理由を評価書に明記する。評価対象作品と最も類似している作品の取引価格を基準値とし、基準値より高く（又は低く）評価する理由を、その他の事例資料や要因資料を用いた事情補正によって説明する。コンディション良好、来歴に問題がないことを前提として、最終的な評価価格は、基準値の上下20%以内に収まることが望ましい。

事例資料については、資料となる事例の売買時の事情（買い込みや売り急ぎといった事由）を考慮して選定し、必要に応じて事情補正をする。また、一般に公開されている資料を選定することが望ましいが、現時点で非公開の資料の場合はその写しを評価書に添付する。

事情補正及び時点修正が必要となる場合には要因資料を根拠として示す。

ロ 精通者意見価格

取引事例比較法をとることができない美術品については、精通者意見価格を適用する。その際、取引事例比較法をとることができない理由について、評価書に明記すること。

評価にあたっては、2年以上の評価実績を持つ評価者（精通者）が2人以上で評価にあたることとする。

価格評価にあたっては、まず評価作品の作家の展覧会歴等により参考価格を示すとともに、要因資料等により算定根拠を示してその評価価格に関する合理的な説明を明記する。示すべき資料がない場合には、その理由を併せて明記する。

(4) 評価書の作成

評価書は、公平かつ透明な評価がなされたこと（本ガイドラインに記載の基本的事項や手順に則って評価がなされたこと）を客観的に検証可能な形で明記する必要がある。

取引事例比較法を採用する作品については、以下の情報を明示する。

- ・査定価格の妥当性を示す類似作品（比較対象作品）の情報（作品選択理由、作品名、制作年、モチーフ（題材）、メディアウム・サイズ、来歴、入手方法、展覧会歴、価格、参照資料等）
- ・評価者の名前、所属、経歴（鑑定実績）、評価基準日

精通者意見価格を採用する作品については、以下の情報を明示する。

- ・評価根拠（参照資料等）
- ・評価者（精通者）の名前、所属、経歴、専門分野

4. 再評価が必要となる場合

評価依頼者は、評価にあたり見落とされていた、もしくは新たに発見された資料（事例資料もしくは要因資料）をもって合理的な説明ができる場合に限り、異議申し立てを行うことができる。その場合、評価者は、再評価を行う必要がある。その際は、異議の根拠となる資料を含む周辺資料の再収集や検討、価格形成要因の分析を反復して行う等して適正な評価価格の算定に努める。

5. 美術品の種類毎の方法論・留意点

美術品に関しては様々な分類が存在しており、その評価実態も様々である。本ガイドラインにおいては、価格評価における真贋鑑定の必要性が相対的に少ないとされる、近現代分野の美術品（おおむね 1870 年代以降に制作されたもの）について評価手法・手順を整理するものである。その他の分類において、本ガイドラインの手法・手順を適用することが評価の信頼性に繋がるとは限らない点について留意する。

6. 本ガイドラインについて

本ガイドラインについては、我が国における美術品（近現代分野）の鑑定評価における価格評価の実態を踏まえ、市場拡大と価格評価の透明性・客観性担保の観点から、価格評価実務の実態も踏まえた不断の見直しを図ることとする。